

第1 業務の名称

愛知・名古屋2026 大会当該年度におけるデジタルサイネージ集中PR業務

第2 目的

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「愛知・名古屋2026」という。）の100日前から大会開催中にかけて情報発信を実施するものである。県内及び会場所在地である県外における人の往来の多い交通機関等やアミューズメント施設のデジタルサイネージに大会の動画を掲出することで、愛知・名古屋2026の開催機運の醸成を図る。

第3 期間

1 業務委託期間

契約締結日から令和8年12月18日（金）まで

2 集中PR期間

時期		期間
①	アジア100日前（6/11(木)）を含む時期	各3週間
②	パラ100日前（7/10(金)）を含む時期	
③	アジア開会式（9/19(土)）を含む時期	
④	パラ開会式（10/18(日)）を含む時期	

第4 業務内容

別紙1「重点広報時期」を参考に、以下業務を実施すること。

1 動画の作成・入稿

(1) 基本デザインの作成

- ・①～④の期間毎に使用する横型動画及び縦型動画の基本デザインを作成し、委託者の承認を得ること。
- ・動画の内容はテロップ、過去大会の写真または映像、QRコード、愛知・名古屋2026大会の知的財産であるコアグラフィックスやエンブレム、マスコットキャラクター、競技ピクトグラムなどを想定する。
- ・愛知・名古屋2026大会の知的財産は委託者から提供する。
- ・作成にあたっては公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。） 知的財産担当窓口との事前協議に参加すること。事前協議はデータ入稿等の工程に進む約1ヶ月前までに実施する。

(2) 媒体毎デザインの作成

- ・基本デザインを基に、広告掲出地域毎・媒体毎の仕様に合わせたデザインを作成し、委託者の承認を得ること。
- ・媒体毎デザイン作成にあたっては組織委員会 知的財産担当窓口の承認を得ること。データ入稿等の工程に進む10営業日前までにデザインデータを

委託者に提供し、承認の連絡を受けてからデータ入稿を行うこと。

- ・媒体毎の入稿期限を厳守すること。
- ・出稿済みの広告について、委託者が適時デザインの差し替えを依頼した場合、最短スケジュールで再入稿すること。

(3) その他

作成した動画は本事業で掲出する広告の他、委託者や組織委員会所有のデジタルサイネージやSNSで活用する場合がある。

2 デジタルサイネージ広告枠の確保、掲出

(1) 交通機関等

① アジア 100 日前 (6/11(木)) を含む時期

- ・委託者にて想定する以下媒体に広告を掲出すること。
- ・広告料を支払うこと。
- ・委託者にて申込可能な媒体は手続き中だが、落選等により媒体を確保できなかった場合は受託者が同等の広報を見込める時期・媒体を提案し、委託者の承認を得た上で媒体を確保すること。

ア 県内

名古屋市交通局

- ・栄駅スクエアビジョン広告 (ジャック)
- ・名古屋駅スクエアビジョン広告 (ジャック)
- ・イーストスクエアビジョン広告 (ジャック)

イ 県外

(ア) 東京メトロ

- ・MCV 1Week スポット15秒ロール

(イ) 東急電鉄

- ・TOQゲートビジョン全駅セット15秒ロール
- ・TOQサイネージピラー田園都市線渋谷駅及び東横線横浜駅
15秒ロール

(ウ) 大阪メトロ

- ・Osaka Metro ビジョン (通常スポット) 15秒ロール

(エ) 阪急電鉄

- ・梅田ツインビジョン15秒ロール

② ~ ④ の時期

- ・受託者にて会場都府県の駅を中心に、人の往来の多く効果的な広告枠を提案すること。
- ・① ~ ④の各期 725 面程度、本事業全体でのべ 3,000 面程度、交通機関等が保有するサイネージに広告を掲出すること。

(2) アミューズメント施設

夏休み期間である7月中旬以降から12週間、アミューズメント施設に広告を掲出すること。

ア シネマアド

別紙2「想定シネマアド一覧」を参考に広告を掲出すること。

イ その他

- ・前項に記載のない、集客数や客層など、愛知・名古屋 2026 大会の訴求を効果的に行うことができる広告枠を提案すること。
- ・シネマアドの実施期間を短縮してその他施設での広報を実施する場合は、広報効果及び費用対効果を示すこと。

(3) 備考

- ・受託者の専売広告枠など、公開されているカタログに掲出されない広告枠を積極的に提案すること。
- ・組織委員会や自治体による広報の状況に応じ、時期毎に広告枠を再検討するなど、柔軟に対応すること。

第5 成果物の提出

- 1 完了報告書 2部
- 2 1の電子データ（PDF形式） 1式
- 3 施工に使用した最終版データ
（画像：aiファイル形式及びPDF形式、動画：任意の形式） 1式
- 4 記録写真データ 1式

提出先：愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局 企画調整課 啓発グループ
（愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 東大手庁舎2階）

第6 権利の帰属等

1 著作権の帰属

- (1) 本業務で作成される成果物の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、委託者に譲渡されるものとし、その対価は、委託金額に含まれるものとする。
- (2) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- (3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- (4) 受託者は、委託者及び第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作権者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう、受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

2 権利処理

- (1) 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全

て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。

- (2) 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

第7 その他

- 1 本業務は、公募型プロポーザル方式による業者選定のプロセスを経ているため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- 2 受託者は、業務に先立ち受託後1週間以内に事業進行スケジュールを作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- 3 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- 4 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- 5 委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を置くこと。
- 6 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- 7 委託者が契約後に提供する第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）大会ルックガイドライン及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）大会ルックガイドラインを遵守すること。
- 8 本業務の実施にあたっては、愛知・名古屋2026に係るアンブッシュマーケティングに留意すること。
- 9 本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。本事業に係る会計实地検査等が行われる場合は、事業終了後であっても協力すること。
- 10 受託者は、事業完了後5年間、本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、愛知県及び名古屋市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。本事業の経理処理にあたっては、委託費の対象となる経費を明確に区別して処理すること。
- 11 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。